

令和 6 年 7 月 10 日

第 7 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石 松 雄 平
会長職務代理者	1 番	穴 井 英 雄
委 員	2 番	田 代 カズヨ
	3 番	穴 井 幸 子
	4 番	松 野 英 一
	5 番	時 松 達 也
	6 番	飯 沼 由 彦
	7 番	時 松 浩 一 郎

農地利用最適化推進委員	宮原地区	麻 生 輝 雄、小 田 清
	黒淵地区	大 塚 哲 治、梅 木 隆 志
	下城地区	宮 崎 徳 雄、中 村 孝
	西里地区	佐 藤 三 代 司、佐 藤 義 昭

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	議案第 1 号番号 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3	議案第 1 号番号 2	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4	議案第 2 号番号 1	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 5	議案第 3 号番号 1	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 6	議案第 2 号番号 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 7	議案第 3 号番号 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 8	議案第 4 号番号 1	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
	～番号 3	計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴 井 徹
事務局職員（係長）	波 多 野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和6年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番松野英一委員、6番飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年7月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

 議案第1号番号1です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、〇〇が登記簿、現況、共に田、〇〇が登記簿、現況、共に畑。面積は、上から180㎡、208㎡、合計388㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。

 詳細は、別冊資料1になります。1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに譲り受ける者の所有する農地の状況が記載さ

れています。自作地は、田が 15,228 m²、畑が 3,721 m²、合計 18,949 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページ航空写真の位置図、赤枠が申請地です。7 ページに現地立会時の写真、8 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の大塚推進委員から報告をお願いします。

推進委員 　この案件については、7 月 2 日に私と石松会長、梅木推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、譲り受け手の住宅に隣接している小規模な農地でした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。今後は、譲り受け手が営農をされていくとのことですので。以上で報告を終わります。

議長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。事務局から補足がありましたらお願いします。

係長 　　補足させていただきます。6 ページ航空写真の赤枠が申請地です。隣接している住宅は、譲り受け人の住宅となっておりまして、すでに譲り受け人が耕作されている状況です。周辺の営農に支障となることはないと思われます。補足は以上になります。

5 番 　　写真から見てハウスがありますが、こちらは譲り受け人のハウスですか。

係長 　　ハウスの箇所は、申請地になっております。すでに譲り受け人が耕作されている状況で、ハウスの中には桃を作付けされています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者の関係者である〇〇委員には、一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

議 長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号番号 2 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、11,757 m²です。権利種別は、3 条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、別冊資料 1 の 9 ページからです。9 ページから 10 ページが許可申請の写しです。10 ページの下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。補足情報として、申請地は、譲り受ける者が以前から借り受けて耕作されていた農地になります。今回、貸し借りを止め所有権を移転することになりました。11 ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 8,500 m²、畑が 3,234 m²、採草放牧地が 500,000 m²、合計 511,734 m²、借入地は、採草放牧地 200,000 m²、自作地と借入地合計 711,734 m²です。12 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載がありま

す。15 ページに航空写真の位置図、16 ページに現地立会時の写真、17 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、7 月 2 日に私と宮崎推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、譲り受け手が利用権を設定し耕作をされていた農地でした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。この所有権移転は、譲り受け手の方は、担い手であるため、農業委員会の業務である担い手への集積活動に該当する案件であると思います。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 下城の〇〇というのは、どのあたりですか？

係 長 15 ページの航空写真で見ると北にファームロード、南に〇〇集落がある位置関係です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く。

(〇〇委員入室)

議 長 日程第 4 及び日程第 5 議案第 2 号番号 1 の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」及び議案第 3 号番号 1 の「農地

法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 2 ページの議案第 2 号番号 1 と 3 ページの議案第 3 号
番号 1 については、隣接地に関連しているため続けて説明しま
す。

まずは、議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 4 条
第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求め
る。令和 6 年 7 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代
読です。議案第 2 号番号 1 です。

農地の所在は、大字宮原字〇〇の一部と〇〇の一部の 2 筆で
す。地目は、登記簿、現況 2 筆共に田です。転用面積は、上か
ら〇〇の一部 29 m²、〇〇の一部 365 m²の合計 394 m²となります。
申請人は記載の通りです。転用目的は、堆肥置場です。備考欄
に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付
されています。詳細は、別冊の資料 1 をご覧ください。18 ペ
ージが許可申請書の写しです。19 ページに転用計画が記載されて
おり、堆肥置場 173 m²がすでに設置されています。その他管理
用道路等と合計し、転用面積が 394 m²となります。20 ページが
始末書になります。21 ページが事業計画書です。土地の選定理
由、事業の目的及び必要性の記載があります。3 番の計画概要に
事業面積 404 m²とあり、転用面積 394 m²と 10 m²誤差がありま
すが、その理由としまして事業面積には水路の面積含まれてい
るためです。給排水計画については、後ほどの給排水計画図のペ
ージで説明します。被害防除計画については、申請者が責任も
って対応するとのことが記載されております。資金計画につい
ては、追認許可申請であるため計画はありません。22 ページに
航空写真上の位置図です。23 ページが配置図及び給排水計画図
です。給水はなく、排水については、雨水以外にはありません。
雨水は青矢印の方向に流れることとなります。24 ページが求積
図になります。赤枠が申請地です。間に水路筆があるため事業
面積と転用面積に誤差があります。25 ページが現地立会時の写
真、26 ページが確認書です。

次に、議案書の 3 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1
項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和 6 年 7 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読
です。

議案第 3 号番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の一部と〇〇、〇〇の一部の 3 筆です。地目は、登記簿、現況 3 筆共に田です。転用面積は、上から〇〇の一部 2,131 m²、〇〇の 19 m²、〇〇の一部 274 m²の合計 2,424 m²となります。権利区分は所有権移転、申請人は記載の通りです。転用目的は、社員寮です。コンテナハウス 10 棟を設定し、社員寮とする計画です。詳細は、別冊の資料 1 をご覧ください。27 ページが許可申請書の写しです。28 ページに転用計画が記載されており、コンテナハウス 10 棟、その他通路等と合計し転用面積が 2,424 m²となります。29 ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性の記載があります。3 番の計画概要に事業面積 2,481 m²とあり、転用面積 2,424 m²と 57 m²誤差がありますが、その理由としまして先ほど説明した 4 条許可申請と同じく事業面積には水路の面積含まれているためです。給排水計画については、町水道より給水、生活排水等は合併浄化槽を設置して、水路へ排水、雨水は自然浸透式とし、それ以上は水路に排水する計画となっています。被害防除計画については、申請者が責任をもって対応するとのことが記載されております。資金計画については、記載のとおりです。借入金についての資料を 30 ページに添付しています。31 ページに航空写真上の位置図です。32 ページが配置図、茶色がコンテナハウス、黄色が駐車場、灰色が通路です。33 ページが給排水計画図です。34 ページが排水同意書、35 ページから 38 ページに平面、立面図、39 ページが求積図になります。赤枠が申請地です。先ほどと同じく間に水路筆があるため事業面積と転用面積に誤差があります。40 ページが現地立会時の写真、41 ページが確認書です。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 まず、堆肥置場への転用案件について報告します。7 月 5 日に私と穴井委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに堆肥置場として利用されている状態でした。所有者が許可を受けずに設置してしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。

次に社員寮への転用案件について報告します。この案件も同じく 7 月 5 日に私と穴井委員、麻生推進委員、小田推進委員、

事務局で現地を確認しました。現地は、堆肥置場への転用案件の隣接地になります。以前は、所有者がアスパラガスを作付けしていた農地です。所有者の農業経営規模縮小の意向や転用者の意向が合い、転用許可申請がされたようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 申請地は、農振農用地に入っていますか。

係 長 農振農用地には入っておりません。

5 番 基盤整備した土地ですか。

係 長 基盤整備している土地ではありません。

5 番 社員寮は、堆肥置場に隣接しているので臭いが発生しないでしょうか。

係 長 堆肥置場の所有者とは、実際にお会いしてお話をさせていただきました。堆肥自体は、完熟されてるものを置いているという話です。そのためあまり臭いはしないのではないかという話です。また堆肥置場を別の場所に移転する考えはないということで、5条転用者の方とも話はできているようです。もしトラブルがあった場合は、当事者で解決していただくようお願いはしております。

5 番 アスパラのハウスは、全部崩したのでしょうか。

係 長 申請地にあったアスパラガスを作付けしていたハウスは、全て撤去しております。

7 番 土地の選定理由に石が多いという耕作の条件不利が記載されてありますが、現状として耕作に不適な状況でもあるのでしょうか。

係 長 実際に現地を確認したところかなり小石が混ざっている農地
のようでした。そのような状況の土地であるため耕作するには、
容易ではない土地と考えられます。

議 長 それでは採決いたします。まずは、農地法第 4 条許可申請の
議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知
事に意見を送付いたします。

議 長 次に農地法第 5 条許可申請の議案第 3 号番号 1 について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ですので、議案第 3 号番号 1 は許可相当として県知
事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 6 及び日程第 7 議案第 2 号番号 2 の「農地法第 4 条の
規定による許可申請について」及び議案第 3 号番号 2 の「農地
法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 2 ページの議案第 2 号番号 2 と 3 ページの議案第 3 号
番号 2 については、隣接地に関連しているため続けて説明しま
す。

まずは、議案書の 2 ページを開いてください。議案第 2 号番
号 2 です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇の 2 筆です。
地目は、登記簿、現況 2 筆共に畑。転用面積は、上から 1,897
㎡、203 ㎡の合計 2,100 ㎡となります。申請人は記載の通りです。
転用目的は、クヌギ、モミジの植林です。備考欄に記載してい
ますが、一部は追認許可の申請となるため始末書が添付されて

います。詳細は、別冊の資料 1 をご覧ください。42 ページから 43 ページが許可申請書の写しです。42 ページに転用計画が記載されており、クヌギ 1,897 m²がすでに植栽され、モミジについては、203 m²がこれから植栽される計画となっており、合計の転用面積が 2,100 m²となります。44 ページが始末書になります。45 ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性、計画概要の記載があります。給排水計画については、自然浸透となっております。被害防除計画については、被害が出た場合は、当事者で協議等を行い解決することが記載されております。資金計画については、記載のとおりです。46 ページに航空写真上の位置図です。赤枠されている 2 箇所が申請地です。47 ページが配置図及び給排水計画図です。赤枠が申請地です。青矢印が水の流れる方向となっております。申請地の大部分を占めてる赤枠の箇所は、クヌギがすでに植栽されている箇所です。小さい面積の箇所がこれからモミジを植栽する計画となっております。48 ページが現地立会時の写真、49 ページが確認書です。

次に、議案書の 3 ページを開いてください。議案第 3 号番号 2 です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況 2 筆共に畑。転用面積は、上から 497 m²、176 m²の合計 673 m²となります。権利区分は使用貸借、申請人は記載の通りです。転用目的は、一般個人住宅及び道路です。詳細は、別冊の資料 1 をご覧ください。50 ページから 51 ページが許可申請書の写しです。50 ページに転用計画が記載されており、住宅が 497 m²、進入路が 176 m²、合計し転用面積が 673 m²となります。52 ページに土地使用賃貸借契約書、53 ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性、計画概要の記載があります。給排水計画については、小国町上水道より給水、雨水は自然浸透及び既存側溝に排水、生活排水等は合併浄化槽を設置して排水する計画となっております。被害防除計画については、申請者が責任をもって対応するとのことが記載されております。資金計画については、記載のとおりです。借入金についての資料を 54 ページに添付しています。55 ページに航空写真上の位置図です。56 ページが配置図及び給排水計画図です。濃いピンク色の枠が申請地です。枠内の灰色に塗られている箇所が道路です。その道路の下に位置する囲みが宅地となります。宅地内で駐車場を配置する位置、住宅地を配置する位置、

その他必要な庭等の配置が計画されています。青矢印は、水が流れる方向です。57 ページに平面図、58 ページが立面図、59 ページが現地立会時の写真、60 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報告をお願いします。

4 番 まず、山林への転用案件について報告します。7 月 5 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに一部は山林となっている状態でした。所有者が農地としては維持するには困難と判断したため、許可を受けずに植林をしてしまったようです。また、利用が困難な箇所にもミジを新たに植栽するとのことです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。

次に住宅への転用案件について報告します。この案件も同じく 7 月 5 日に現地を確認しました。現地は、山林への転用案件の隣接地になります。住宅などへの転用は、必要最低限の面積でおこなうとのことで、やむおえない転用と思われます。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 申請地の場所は、どのあたりになるのでしょうか。

係 長 申請地は、西里の〇〇の〇〇付近です。

議 長 それでは採決いたします。まずは、農地法第 4 条許可申請の議案第 2 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に農地法第 5 条許可申請の議案第 3 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 8 議案第 4 号番号 1 から番号 3「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 5 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 7 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 4 号 番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田面積は、1,652 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、ケールとハウレン草、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田面積は、2,859 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、ハウレン草、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

最後に番号 3 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、議案書 6 ページを開いてください。北里字〇〇、〇〇の 6 筆です。地目は、登記簿、現況、6 筆共に田面積は、合計 10,949 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻と飼料作物、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明
について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 4 号番号 1 から番号 3 につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 から番号 3 の原案につ
いて同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 7 回総会を閉会致し
ます。

令和 6 年第 7 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

4 番

6 番